

農福連携における中間支援組織の記述的問い —全国の代表的な取組から—

A Study of the Descriptive Question of Intermediate Support Organizations in Collaboration between Agriculture and Social Welfare : Analysis of Representative Efforts Nationwide

合 田 盛 人*

Morihito GOUDA

緒言

現在、農林水産省と厚生労働省とが連携して、農業の働き手がいらない、耕作放棄地の増加といった農業サイドの問題と障害者や生活困窮者等の働く場所がない、福祉的就労の低額な工賃といった福祉サイドの問題に対して、双方の課題解決と利益がある(Win-Win)の取組として農福連携が推進されている¹⁾。2017(平成29)年3月には行政、農業、福祉関係者だけでなく、研究者や地域住民も巻き込みながら、農福連携の取組を全国レベルで推し進める「全国農福連携推進協議会」が設立されるなど、農福連携は全国的な取組となっている²⁾。この農福連携に関する全国的な調査としては、2013(平成25)年度に特定非営利活動法人日本セルフセンターが行った、全国の障害者就労支援施設約1,700か所へ実施したアンケート調査と、農福連携の優良モデルとなる施設への現地調査が報告されている。その他、都道府県、市町村、ソーシャルファームなどの調査結果が漸次報告されている³⁾。

筆者の先行研究では、雇用者である農家や農業法人と就農する障害者へのインタビュー調査から、農福連携に取り組むことでWin-Winの関係が築かれていることが明らかとなった⁴⁾。また、農福連携を具ぐるみで推進する長野県における77市町村社会福祉協議会(以下:社協)が取り組んでいる農福連携についてアンケート調査を行ったところ、調査結果から77

市町村社協のうち「農業を取り入れている」が28件(35%)あった⁵⁾。農福連携に取り組んでいるのが、農家や障害者就労支援施設だけではなく、社協においても取組がすすんでいることがわかった。その具体的な活動の中で、特に注視すべきことに「生活困窮者支援制度利用者への就労支援として農家を紹介する」「農家へボランティアなどの人材派遣」とあり、社協が農家と当事者との中間支援組織(コーディネーター)の役割を果たしていることがわかった。これ以外の先行研究からも農福連携を推進するには、農家と障害者、さらに関係機関と関係者に対してコーディネートを行う社会就労センターなどが存在していることが浮かび上がってきた⁶⁾。

このことに関して、2019(令和元)年6月に総理大臣官邸で開催された「第2回農福連携等推進会議」では、今後の農福連携の推進の方向性を「農福連携等推進ビジョン」として取りまとめており、そのなかで「農福連携を推進するためのアクション」に「ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築」として、農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築、コーディネーターの育成・普及などがあげられている⁷⁾。さらに、筆者が講師を務めた2019(令和元)年度上田地域市町村議会議員研修会では、演題「環境にやさしい農業と福祉の連携について」に約120名の地方議員等が集まり、講演後には、精神科病院の患者に対する治療とリハビリテーショ

*社会福祉学部准教授

ンに農業を活用したい、町に新しくできる老人福祉施設の敷地内に農園をつくりたいという議員があった。その後開催された上田市定例議会の質問に対して、市では農福連携事業の推進にはコーディネーターの配置を行うと答弁している。その他にも、長野県信濃町では、2020（令和2）年度から地域福祉計画の中に農福連携を取り入れ、信濃町営農支援センターが中間支援組織となっている。地方行政でも、農福連携を推進するうえで中間支援の取組が始まっている。

このことについては、農福連携の草創期ともいえる時期から、大澤が「農業分野における知的障害者の雇用促進のためには、障害者と農業事業体を結ぶ中間支援組織が必要になる」⁸⁾と述べている。そこで、農福連携の中間支援組織（コーディネーター）に関する研究論文を検索してみたところ、現在までに公表されている研究論文は無く、報告資料等が数件という状況である。

以上のことから、今後さらなる農福連携の推進を図っていくために、農福連携における中間支援について、まずは現状としてどこがどのように行っているのかという記述的問いを明らかにしておく必要があると考える。この研究は、今後、障害者の雇用を検討する農家等と農業に取り組もうとする障害者や障害者施設等にとっても貴重な情報の1つとなり得ると考えられる。

1. 研究の目的および方法

1-1 研究の目的

本研究は、全国的な取組となっている農福連携において、今後さらなる推進を図るために、中間支援はどこがどのように行っているのかという記述的問いを、全国の代表的な取組から明らかにするものである。

1-2 研究の方法

1-2-1 調査方法と調査対象

まず、農林水産省がホームページに掲載している農福連携の事例集をインターネットにより検索した。その中から全国を代表する中間支援の取組が紹介されている事例集2つを選出した。1つは「農福連携の取組実践事例集（平成31年3月公表）」で、全国における代表的な取組について、5つの取組形態に分類し生じた課題とその解決方法を中心に記載している事例集

である。もう1つが「農福連携事例集（令和元年10月公表）」で、全国における代表的な取組について、9ブロックの地域に分類し他の取組と比較した際の特徴点を強調しつつ、農業と障害福祉サービス事業における経営的効果を中心に記載している事例集である。2つの事例集で、前者には5つの中間支援組織が掲載されており、後者には6つの中間支援組織が掲載されており、4つの中間支援組織が重複していた。そこで、本研究では重複を除いた計7つの中間支援組織を調査対象とし、記載内容をテキストデータとした。

1-2-2 調査期間

2020年7月に検索したテキストデータである。

1-2-3 分析の方法

1) テキストデータの集約

2つの事例集から7つの中間支援組織についてのテキストデータを集約したうえで、社会を効果的に読み解く技法（西山他、2013）⁹⁾を参考に、①組織の概要、②取組内容と効果を一覧表に整理した。

2) 機能分類

内閣府（2001）「中間支援組織の現状と課題に関する調査」¹⁰⁾では、(図) NPOの2つの関係者と中間支援組織において、その機能を、資源仲介、人材育成、ネットワーク/コーディネート、社会基盤の整備、評価の5つに分類している。また、松井（2015）¹¹⁾は、市民セクターにおける中間支援のよりよいあり方を検討するために中間支援組織の機能を、1. 市民活動の相談・支援、2. 資源の仲介（人・物品・資金・情報）、3. ネットワーキング/協働、4. 市民活動の啓発、5. 政策提言の5つに分類している。これらを参考に、7つの中間支援組織の機能を「相談・支援」、「マッチング・コーディネート」、「ネットワーク」、「人材育成」、「活動の啓発」の5つに分類した。その上で、質的データ分析法に通暁している田垣（2008）¹²⁾と佐藤（2013）¹³⁾を参考に、1) のテキストデータを5つの機能に分類し考察した。

なお、マッチングとコーディネートについては、その内容から2つを区別することが本来的ではあるが、調査対象である7つの中間支援組織ごとにその定義づけが異なっており、テキストデータだけからの区別は難しいと判断し、本稿では「マッチング・コーディネート」として分類した。

1-2-4 倫理的配慮

本研究は文献調査であり、農林水産省がホームページにて事業者や組織の名称も公表しているデータを基にしている。また、筆者と各組織に利益相反は生起しない。

2. 用語の定義

2-1 中間支援組織

農福連携における「中間支援組織」とはどのような組織であるのか。前述の内閣府(2001)によって実施された調査の際に、NPOを支援する中間支援組織を「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義している。そもそも「中間支援組織」という用語は、様々な分野

で使用されており、さらに明確な定義があるわけではない。前述の農林水産省「農福連携事例集」では、「中間支援の取組」は「実践行為を行う農業者や障害福祉サービス事業所を外側から支える」と中間支援の「取組」については示されているが、「組織」について明確な定義は示されていない。

そこで、本稿では、中間支援組織の明確な定義づけは次稿以降の課題とし、内閣府(2001)に示される定義を参考にしつつ、2つの事例集で掲載されている「中間支援を行っている取組主体」を中間支援組織とすることにした。

3. 調査結果

3-1 中間支援組織の概要

7つの中間支援組織のテキストデータを集約した組織の概要は、以下の表1のとおりであった(表1参照)。

表1 中間支援組織の概要

組織名	組織の概要
一般社団法人岐阜県農畜産公社ぎふアグリチャレンジ支援センター	岐阜県では、平成26年度頃から農福連携の推進に取り組んでいる。平成29年度には、県の外郭団体である一般社団法人岐阜県農畜産公社内に「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を設置し、就農相談から研修、営農定着まで一貫して支援している。平成30年度には、同センター内に農福連携のワンストップ窓口として「農福連携推進室」を設置、農福連携に係る相談・支援窓口を一元的に担っている。
一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会	三重県では、平成20年度頃から農福連携の推進に積極的に取り組んでいる。平成24年度に『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」を重点施策と位置づけ、「農福連携による就労支援の促進」に取り組んだ。この取組をさらに進めるために、農業・福祉・教育及び地域の関係者たちがつながり、障がい者が働きやすい環境を整えることによって、障がい者就農を広げることができると考え、平成27年10月に「一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会」が設立された。これまで名張市、鈴鹿市などで実施してきた農園芸ジョブトレーナーの養成を中心としつつ、障害者による農業体験の実施など幅広い取組を展開。
NPO法人香川県社会就労センター協議会	香川県内の障がい者の工賃向上を目指す就労支援B型施設を中心に組織されたNPO法人で、昭和58年に結成、平成22年から現形態に移行した。香川県では、農家の労働力不足から作付面積の減少、遊休農地の拡大が進行し、香川県の農産物の生産量の維持・拡大は困難な状況にあった。こうした状況を背景に、平成20年に香川県の障害福祉課と農業生産流通課が農

	<p>福連携に目を留め、JAから情報を得てイチゴやにんにくの収穫作業を試行的に行った。共同受注窓口に係る業務を協議会に委託し、その中で、平成23年度から、特に農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングを開始。農福連携の専任コーディネーターを1名配置。</p>
<p>NPO法人島根県障がい者就労事業振興センター</p>	<p>島根県は、平成24年10月から、県内の障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を図る目的で、県の外郭団体である公益財団法人しまね農業振興公社に委託を行い、農福連携事業を開始した。平成27年度で島根県としての農福連携事業は一旦終了したが、農業以外の商工業も含めた地域連携事業を、工賃向上事業に含め、福祉との連携を図ることとなった。平成27年度からは、委託先がNPO法人島根県障がい者就労事業振興センターに変更され、農福連携コーディネーターを独自に配置し事業を継続。県内約100の就労継続支援事業所に対して、販売促進・販路開拓、人材の養成、派遣等による運営支援等を行っている。</p>
<p>大分県障害福祉サービス事業所等共同受注センター農園芸部会</p>	<p>大分県では県障害福祉課が事務局となって平成25年度から、作業の人手が足りないJA等と障害福祉サービス事業所を結びつける「農作業共同受注事業」を実施。県の障害福祉課は、JAの選果場における出荷調整作業を中心として作業の掘り起こしを行い、県から共同受注窓口の事務局を委託された社会福祉法人太陽の家は、そのような作業ができる障害福祉サービス事業所を県に紹介。事業が定着化したことから、平成29年度頃からは、センターが介在せずに、契約当事者だけの契約締結が進みつつあり、センターの会員101事業所のうち約40事業所が、農園芸部会員として作業を受託。</p>
<p>新潟市あぐりサポートセンター</p>	<p>平成27年に新潟市より委託を受け市総合福祉会館内に開設された機関である。労働力が不足している農業分野において、障がいの者の就農を促進することによって、地域の特性を活かした就労機会と訓練の場の拡大を図り、障がいの者が地域で自立した生活を送ることができるようにすることを目的として、新潟市における農業施策を進めていくうえの一環として開設された。農作業受注・調整窓口、農作業委託農家の開拓、作業の切り出し等に関する助言、農作業受託施設の開拓、支援、助言、圃場での技術支援等のサポートを行っている。</p>
<p>松本ハイランド農業協同組合</p>	<p>JAとしては珍しい取組であるが、平成29年7月からJA青年部を中心に松本市ほか1市5村を管内とする組合員と障害福祉サービス事業所を繋ぐマッチングのモデル事業に着手。平成30年度から、農業者の組合員が障害福祉サービス事業所に農作業を委託する際に、両者の間を取り持つ「マッチング事業」を実施。「マッチングコーディネーター」1名を配置し、組合員が求める農作業に対応できる障害福祉サービス事業所を紹介。</p>

※テキストデータで「障がい者」と表記されたものはデータのママ記載した（以下表同じ）。

3-2 中間支援組織の取組内容と効果

取組内容と効果は、以下の表2のとおりであった(表2 7つの中間支援組織のテキストデータを集約した 参照)。

表2 中間支援組織の取組内容と効果

組 織 名	取 組 内 容 と 効 果
一般社団法人岐阜県農畜産公社ぎふアグリチャレンジ支援センター	<p>農作業を委託したい、農業分野への参入を検討したい障害福祉サービス事業所などの相談に対応し、平成30年度の実績は、相談件数80件、訪問件数48件。農福連携コーディネーター2名が、農業者や障害福祉サービス事業所を個別訪問し、農作業に関する請負契約の締結のマッチングを実施し、平成30年度の実績は、マッチング11件。初めて農作業に従事する障害福祉サービス事業所に農作業指導者を派遣し、障害者の農作業を支援し、平成30年度の実績は、サポーター登録者3名、派遣17件。障害者を受け入れる方法、作物ごとの農作業の注意点などをわかりやすく図解した「農福連携推進マニュアル」をホームページで公表。障害者の受入体験を行う農業者に対し、賃金相当額を助成(補助率10/10、補助上限額10万円/件)、平成30年度の実績は、助成活用6件。障害者を受け入れた農業者に対し、作業環境の整備に関する費用を助成(補助率1/2、補助上限額50万円/件)。令和元年度には、農業大学校において、障害福祉サービス事業所の職業指導員等に対する栽培技術の指導も開始。</p>
一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会	<p>農業ジョブトレーナーを活用した就農体験研修を実施し、農業経営体と障がい者とのマッチングを図り就農につなげている。マッチングには、若者就労サポートステーション、障害者就労・生活支援センター等の障がい者を支援する担当者との綿密な情報交換、打ち合わせがポイントとなる。そのことによって、障がい者一人ひとりの特性に合った作業内容を選ぶことができ、適切な指導を行い、就農につなげることができる。また、特別支援学校の作業学習や現場実習に農業ジョブトレーナーを派遣しサポートすることによって、「農業を進路選択の一つ」に捉えることができるようになる。初めて障がい者を雇用しようとする農業経営体は、障がい者雇用に対する不安があることから、常に状況説明を丁寧に行う。農業経営体にとっては、今まで手が回らなかった作業を障がい者が担うことによって、作物の手入れがより行き届くようになり、作業を分かりやすくするために作業場や器具の整理整頓に心がけるようになり、誰もが働きやすい環境づくりに繋がっている。農作業の方法は、農業ジョブトレーナーが勝手に判断せず、農業者に確認し、その指示に従う。障がい者本人に対しては、「働くこと」についての心がまえや目標を具体的な例を示しながら、理解できるよう指導し、働く意欲につなげる工夫を行っている。障がい者にとっては、自分のペースで仕事を進められることが自信につながり、休まず出勤できたり、農業ジョブトレーナーの指導により、今まで使ったことがなかった農機具を使うことができるようになる等、働く意欲につながっている。障がい者就農についての情報発信、農福連携推進に向けた関係団体等のネットワークづくり等を通して、障がい者就農の支援体制の構築に</p>

	<p>取り組んでいる。農業分野で障がい者が生き生きと活躍できるよう、主として就農に向けた支援、指導を行う、農業と福祉の基本的な知識・技術を身につけた「農業ジョブトレーナー」の育成を行っている。障害者が生産した農産物を用いた商品開発など幅広い取組を展開。</p>
<p>NPO法人香川県社会就労センター協議会</p>	<p>平成23年度から、農福連携の専任コーディネーター（現在は県内市役所OB）を配置して、農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングを開始。これまで、ニンニクの種子割り・定植・マルチ芽出し・収穫、ネギ畑の除草、調製作業等を仲介。コーディネーターは、農業者と障害福祉サービス事業所に一斉にスケジュールを示して調整。農作業をしてほしい農業者と農作業をしたい障害福祉サービス事業所が、それぞれ同協議会と契約を締結。両者が直接契約を締結しないことで、作業量や時期に応じて複数の取組主体を柔軟にマッチングしている。平成27年からは、年間計画書から毎月計画書（カレンダー）に変更し、翌月の農作業の内容等をJA・大規模農家・個人農家から聞き取り、約30の会員施設に作業の情報及び予定表を送付し、参加可能な施設とマッチングを図っている。メイン作業であるにんにく以外の時期には、大規模農家が中心となり、作業の分担、道具の利用、業務環境の改善等を図ることで、多様なレベルの障がい者が農作業に参加し易い環境を整えている。農作業委託料の交渉として、平成28年から県の最低賃金の上昇率を根拠に、農作業単価の改定について、影響力の高いにんにく栽培関係者に対して説明を行ったことで、値上げを実施することができた。平成30年から、県やJAと連携し、農作業に参加する施設を増やすための説明会や研修会を実施することで、参加施設の増加を図っている。</p>
<p>NPO法人島根県障がい者就労事業振興センター</p>	<p>コーディネーター等による訪問・相談として、作業委託希望農家に対しては事前訪問を行い、農家の不安解消や心構えの醸成に努めている。農家の障がい者に対する姿勢や休憩所・トイレ等の作業環境、現場を確認する機会としている。雇用にするか作業委託にするか、雇用の場合は就労・生活支援センターへ繋ぐ。作業委託の場合は、施設外就労制度の説明を行う。福祉事業所が受託の可否判断をするため、作業体験やお試し期間をおくことを推奨している。お試しをすることで受委託費の目安が農家・事業所にも出来る。障がい者が農作業に取り組み、好結果があらわれると、周囲の農家もそれに気づき人手不足解消の有効手段と認識され、さらに担い手・後継者として期待されるようになる。取組の拡大は、高齢農家の耕作放棄地対策に繋がっている。農福連携コーディネーター（県の普及指導員OB）2名を配置し、農作業受委託や商品開発などについて、農業者と障害福祉サービス事業所をマッチング。マッチング件数は、平成25年度の延べ3件から平成30年度には延べ39件へと増加。実際に農作業を行う前に、かつて県の研究圃場で行った実践調査によって得られた手法を生かし、農作業を行う事業所には、技術指導者である「農福連携サポーター」が、事業所職員へ農業技術を指導し、事業所職員が農業者の圃場や事業所内で模擬演</p>

	<p>習をするほか、農作業未経験の事業所が経験のある事業所から教わる合同演習を実施。事業所が確かな技術を身につけた結果、シャインマスカットが県品評会で最高賞を受賞。農福連携サポーターは、平成30年度には14名が登録され、延べ指導回数は14事業所で166回。障害者が、摘粒作業時にうどんこ病を発見し、速やかな防除につながるなど、農業経営面でも効果がある。事業所の農業部門の売上総額は、平成29年度には、約2億3,000万円（売上の13.8%）まで拡大。事例の拡大や品目の拡大等によりいずれ対応できなくなることが予想される。各地域や市町村、JA単位でマッチングのしくみが出来ないか検討している。地域連携・農福連携事業として、市町村、関係機関等をはじめとした行政、民間企業等とネットワーク会議を設け連携しており、相互理解、ニーズの掘り起こしを行っている。平成28年度からは、県立農林大学校において、事業所職員向けに、農業技術の習得のための指導者養成コースも新設。農福連携ポータルサイトを開設し、障害者による農作業の様子をYouTube動画で公開するなど、わかりやすく情報発信。研修会の開催、事例公開等による啓発活動等を行っている。</p>
<p>大分県障害福祉サービス事業所等共同受注センター農園芸部会</p>	<p>取組当初は、県とJA等で障害者に適した作業を検討し、サツマイモの出荷調整、加工用カボスの収穫、ミカンのパック詰め等15作業を選定。県障害福祉課に配置されたコーディネーター3名が作業を掘り起こす。社会福祉法人太陽の家は、事業所への意向調査等を踏まえて受託事業所を選定し、県に紹介。現在、JA東部・豊肥・南部の各事業部に対応して、近隣の事業所等で構成する4グループ（8～10事業所で構成）が、各JAの選果場等で作業。単独の事業所では対応できない大量の作業発注についても、事業所間の調整により対応。作業に従事した障害者数は、平成25年度の延べ約4,000人から、平成29年度には延べ約11,000人に増加。柑橘、ネギ、サツマイモなどの産地の維持に貢献。選果場等の作業を複数の事業所で受託することで、毎日の対応が困難な事業所も参加しやすくなり、また、作業予定日に利用者が参加困難となった際も、他の事業所によるフォローが可能。作業現場へは、各事業所は職員1名と施設利用者4名程度のユニットで出向く。報酬は、処理量等に応じた出来高払い（一部時給払い）であり、単価は事務局が調整（例：甘藷の出荷調整は10円/kg）。JAとの信頼が醸成され、休憩室の確保等を実現。ミカン包装袋等の改善を提案し、作業性が向上。</p>
<p>新潟市あぐりサポートセンター</p>	<p>新潟市から委託を受け、就農支援員2名の体制で施設外就労のマッチングに取り組んでいる。農業者から作業依頼を受けた後、同センター就農支援員が詳しい内容を確認し、現場確認や必要に応じて作業体験をしながら、依頼者の要望・意向の確認を行う。その後、作業内容や通勤距離等を考慮したうえで、適した福祉事業所を選定し調整を行う。開設当初は関係機関の紹介や直接的な営業により農業者獲得に動いていたが、年々、口コミによる農業者からの紹介も増えてきた。農作業の受委託だけではなく、加工販売への広がりも見えてきている。農福連携の推進のための事例集や農業</p>

	<p>者向けパンフレットの作成も行っている。福祉事業所には、実際に依頼者の説明を聞いたり、圃場の見学や作業体験の機会を設けたり、具体的な作業イメージをつけてもらうようにしている。作業説明会という形で関心のある複数の事業所から農業者側に集まってもらうこともある。農業経営体の福祉に対する理解、また障がい者と接することによる障がいへの理解は一步步進んでいるように感じている。農福連携の取組をみた近隣の人の目に留まり、関心が高まっている。</p>
<p>松本ハイランド農業協同組合</p>	<p>農業者が組合員であるJAという立場で、農業者と障害福祉サービス事業所の間に入り、マッチングを実施。組合員は、依頼したい作業内容をJAに申し込み、コーディネーターを介して、障害福祉サービス事業所に仕事を依頼。農作業の請負契約は、組合員と障害福祉サービス事業所が締結。農作業工程を分割して、誰でも行いやすい部分を障害福祉サービス事業所に委託。JAは、作業内容をあらかじめメニュー化することで、障害福祉サービス事業所の不安を軽減するとともに、作業委託料を提示する。メニュー化した作業は、時給制でなく、作業内容・作業量に応じた単価制とし、作業の報酬単価を明確化することで、農業者も障害福祉サービス事業所も納得して利用。平成30年度は、33農家と8事業所をマッチングし、332回の農作業を延べ1,041人の障害者に委託するなど、組合員にとっては、単発的に労働力を必要とする際に労働力を確保できるとともに、自分しかできない作業に集中することで生産性が向上。障害福祉サービス事業所にとっては、仕事が増えるなど、双方にとって良い効果を生み出している。</p>

3-3 中間支援組織の機能

7つの中間支援組織の取組で「相談・支援」、「マッチング・コーディネート」、「ネットワーキング」、「人

材育成」、「活動の啓発」の5つの機能に相応する取組内容を分類したのが、以下の表3である（表3参照）。

表3 中間支援組織の機能分類

5つの機能	機能に相応する取組内容（抜粋） (N=テキストデータから取組をカウントした組織数)
相談・支援	<p>農業分野へ参入したい障害福祉サービス事業所などの相談。農福連携コーディネーターの個別訪問。農作業指導者を派遣。障害者の農作業を支援。賃金相当額を助成。作業環境整備費用を助成。農業ジョブトレーナーを派遣しサポート。障がい者雇用に対する不安に対する状況説明。働くことの心がまえや目標を例示。働く意欲につなげる。就農に向けた支援、指導。JA・大規模農家・個人農家から聞き取り。農家の不安解消や心構えの醸成に作業委託希望農家へ事前訪問。施設外就労制度の説明。作業体験やお試し期間を推奨。作業環境、現場を確認。農福連携サポーターが、事業所職員へ農業技術指導。事業所職員が農業者の圃場や事業所内で模擬演習。農作業未経験の事業所が経験のある事業所から教わる合同演習。休憩室の確保等を実現。作業改善を提案。就農支援員が依頼者の要望・意向の確認。</p>

	圃場の見学や作業体験の機会を設ける。作業説明会。作業内容をメニュー化し、障害福祉サービス事業所の不安を軽減。(N=7)
マッチング・コーディネーター	請負契約の締結。農業ジョブトレーナーの活用で就農体験研修実施。担当者との綿密な情報交換。農福連携の専任コーディネーターを配置し作業等を仲介。スケジュール調整。契約締結。毎月計画書を送付。農作業に参加し易い環境を整える。農作業委託料の交渉。農作業単価の改定。就労・生活支援センターへ繋ぐ。農福連携コーディネーターを配置。各地域や市町村、JA単位でマッチングのしくみを検討。県障害福祉課にコーディネーター配置。受託事業所を選定し県に紹介。事業所間の調整により対応。報酬単価は事務局が調整。福祉事業所の選定、調整。関係機関の紹介。直接的な営業。農業者からの紹介。農業者と障害福祉サービス事業所の間に入る。マッチングコーディネーターを配置。コーディネーターを介して障害福祉サービス事業所に依頼。報酬単価を明確化する。作業委託料を提示。(N=7)
ネットワーキング	農福連携推進に向けた関係団体等のネットワークづくり。県やJAと連携。市町村、関係機関、行政、民間企業等とネットワーク会議。(N=3)
人材育成	障害福祉サービス事業所職業指導員等に栽培技術指導。農業ジョブトレーナーの育成。事業所職員向け農業技術習得の指導者養成コースも新設。(N=3)
活動の啓発	「農福連携推進マニュアル」をホームページで公表。障がい者就農についての情報発信。説明会や研修会を実施。農福連携ポータルサイトを開設。YouTube動画で公開。研修会の開催、事例公開。直接的な営業。事例集や農業者向けパンフレットの作成。農業経営体の福祉に対する理解。障がい者と接することによる障がいへの理解。(N=5)

4. 考察

まずは、中間支援組織の概要について、7つの中間支援組織のうち公設民営が5組織、民設民営が2組織であった。民設民営の2組織のうち1組織が県からの委託があり、中間支援組織と県・市との関係が強いことが分かる。組織の対象エリアは、県、市、広域であることが分かった。設立の背景では、農家の労働力不足から作付面積の減少、遊休農地の拡大が進行し、県の農産物の生産量の維持・拡大は困難な状況という農業分野の課題からと、共生社会をつくる、障がい者自立支援、工賃向上という福祉分野の課題からと、両分野の需要から農福連携を推進していく組織が必要になったことが分かる。

次に、7つの中間支援組織の取組内容と効果につい

て、取組内容においては、農業者や障害福祉サービス事業所からの相談に応じ、個別訪問や現地視察などのアウトリーチにて情報を収集し、アセスメントからプランニングを行ってマッチングおよびコーディネートしている。マッチング後もモニタリングによって、障害者へのエンパワメントや農作業単価の改定や休憩所・トイレ等の作業環境の改善などが行われており、いわゆるケースマネジメントのプロセスが存在していることが分かった。また、農業と福祉の基本的な知識・技術を身につけた人材の育成や参加施設の増加を図ったり、さらなるマッチングのしくみを模索したり、障害者が生産した農産物を用いた商品開発、販売促進、販路開拓に携わるなど、農福連携が一時的なものではなく、長く継続していける

ような取組が行われていることが分かった。さらに、効果においては、生産性や品質、工賃の向上、高齢農家の耕作放棄地対策だけではなく、誰もが働きやすい環境づくりや障害者の就農について地域住民に関心を持たせていくこと、障害者への理解がすすんでいることなど共生社会の実現に向けた効果もあることが分かった。これらの効果を生みだすためのさまざまな取組について、表3で5つの機能に分類して考察した。

7つの中間支援組織の取組内容を「相談・支援」、「マッチング・コーディネート」、「ネットワーキング」、「人材育成」、「活動の啓発」の5つの機能に分類したところ、「相談・支援」と「マッチング・コーディネート」は7つの中間支援組織すべてで果たされていた。すなわち、この2つの機能が、中間支援組織の主たる機能であり、第三者の組織を開設する意義であると考えられる。岡山県と大分県の事例をもとに農福連携の現状を分析した本田・渋谷(2018)が「共同受注事務局のような施設外就労を促進する中間支援組織の役割が一層重要になると考えられる」¹⁰⁾と述べているが、その重要な役割とはこの2つの機能によるものと言えるであろう。農福連携を推進していくうえで「ネットワーキング」と「活動の啓発」の機能が果たされており、とくに「活動の啓発」では、従来の紙媒体の活用や対面型の場を設定するだけではなく、インターネットを活用して動画の配信も行っていることが分かった。「人材育成」では、中間支援組織に所属する人材を育成するだけではなく、障害福祉サービス事業所職業指導員等に農業技術の指導を行っており、障害福祉サービス事業所の人材も育成していることが分かった。今後は、これら5つの機能以外に、前述した隣接分野の中間支援組織の機能である「政策提言」、「評価」などにも取り組んでいく必要があると思われる。

跋語

本研究では、全国的な取組となっている農福連携において、今後さらなる推進を図るために、中間支援はどこのかのように行っているのかという記述的問いを、農林水産省がホームページにて報告している全国の代表的な7つの中間支援組織のテキストデータから明らかにすることを試みた。分析の結果、公設民営の5組織、民設民営の2組織が中間支援組織として、さまざまな取組を行い効果を生みだしているこ

とが分かった。その取組の分類から「相談・支援」、「マッチング・コーディネート」、「ネットワーキング」、「人材育成」、「活動の啓発」の5つの機能を果たしていることが分かった。とくに、「相談・支援」と「マッチング・コーディネート」は7つの中間支援組織すべてで果たされており、この2つの機能が、中間支援組織の主たる機能であると考えられた。今後、検討される機能として「政策提言」、「評価」も取り入れていく必要があるのではないかと思われた。

最後に、本研究にはいくつかの課題も残されている。第一に、サンプル数の問題である。農林水産省によって報告された7つの中間支援組織から収集したもので十分なサンプル数ではなかった。第二に、調査対象は中間支援が全国的にも成功している事例であり、逆に中間支援がうまくいかなかった事例の調査も行わなければならないと考えられる。第三に、今回の調査対象は、いわゆる組織型の中間支援を分析したもののだが、先行研究から行政機関、農業団体、社会福祉法人等とネットワークをつくることでマッチング・コーディネートなどを図っていく中間支援のあり方も現れている。仮にそれらをネットワーク型として、この型の中間支援の記述的問いについても調査する必要がある。その他いくつかの課題があり、今回の研究結果をもって一般化したとは言い難く、まだまだ集積しなければならないことが数多くある。さらに、中間支援がなぜそのような取組を行っているのか記述的問いに対する説明的問いを質的調査によって明らかにしていかなければならない。これらの課題については、今後の研究に期することとした。

〈注〉

- 1) 農林水産省ホームページでは「農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがい創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、『農業・農村における課題』、『福祉(障害者等)における課題』、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組」と定義されている。<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html> (2018. 11. 06 検索)
- 2) 農福連携の取組パターンとして、農林水産省は、

- (1) 実際に障害者とともに農作業を行う「実践行為」と(2)実践行為を行う農業者や障害福祉サービス事業所を外側から支える「中間支援の取組」に分類している。(1)「実践行為」については、①農業者が障害者を直接雇用する「直接就労型」、②障害福祉サービス事業所が単独で農業を行う「福祉完結型」③農業者と外部の障害福祉サービス事業所が、農作業に関する請負契約を締結し、施設利用者(障害者)と職業指導員が農業者の圃場に通う「連携型」、④農業者が、障害福祉サービス事業所の運営法人となる社会福祉法人・NPO法人等を設立したり、社会福祉法人・NPO法人等が農業法人を設立したりする「グループ内連携型」の4つに分類している。農林水産省「農福連携事例集(令和元年10月公表)」<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html> (2020.09.24 検索)
- 3) 千葉県「障害福祉サービス事業所における農福連携に関するアンケート調査結果」<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/service/shuurou/kouchin/nouhuku-anketo.html> (2020.09.23検索)
- 4) 合田盛人「農福連携による地域共生社会の実現に関する一考察—農家等の雇用者と従業員への聞き取り調査から—」『環境福祉学研究』第4巻第1号、29-39頁、2019年。地域で在宅生活を送る障害者や生活困窮者等(当事者)が農家や農業法人等に一般就農しているケースにおいて、雇用者と当事者の相互に聞き取りを行ったところ、農福連携は「片利共生」ではなく「共利共生」の地域共生社会を実現するための取組の1つになることが示唆された。
- 5) 合田盛人「市町村社会福祉協議会における農福連携の取り組みについて—長野県内77市町村社会福祉協議会へのアンケート調査から—」『長野大学紀要』第40巻第3号、1-14頁、2019年。
- 6) 合田盛人「農福連携における障害者の就農について—農家等の雇用者と従業員への聞き取り調査から—」『長野大学紀要』第41巻第2号、17-34頁、2019年。障害者と農家が直接交渉で就農が始まるという極めてケースは稀であり、障害者への就農の紹介やフォローアップには、社会就労センター、就労継続支援事業所、障害者就業支援センター、ハローワーク、就農フェア(説明会)、特別支援学校での実習といった両者を仲介する組織(コーディネーター)および場が存在していた。
- 7) 首相官邸「農福連携等推進会議(第2回)」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_u_suishin_kaigi/dai2/gijisidai.html (2020.09.23 検索)
- 8) 大澤史伸『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』みらい、131-132頁、2013年。
- 9) 西山敏樹ほか『データ収集・分析入門—社会を効果的に読み解く技法』慶応義塾大学出版、2013年。
- 10) 内閣府「平成13年度 中間支援組織の現状と課題に関する調査」<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2001nposhien-report> (2020.09.23検索)
- 11) 松井真理子「地方レベルの中間支援組織の機能について」『四日市大学総合政策学部論集』14(1_2)、69-94頁、2015年。松井は、英国で使用されている中間支援団体の機能分類、NAVCA(National Association for Voluntary and Community Action)が作成している「地方の中間支援組織の評価指標(Performance Standards)」(2013年改訂版)等を参考に、中間支援組織の機能について、1.市民活動の相談・支援、2.資源の仲介(人・物品・資金・情報)、3.ネットワークキング/協働、4.市民活動の啓発、5.政策提言の5本の柱立てを行っている。
- 12) 田垣正晋『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』中央法規、2008年。
- 13) 佐藤郁哉『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社、2013年。
- 14) 本田恭子・渋谷直樹「就労継続支援にもとづく農福連携の現状—岡山県と大分県を事例に」『環境情報科学論文集』ceis32(0)、262頁、2018年。

〈参考文献〉

- ・青木孝弘「ソーシャルビジネスの基盤強化に向けて—中間支援組織による2つのアプローチの考察—」『会津大学短期大学部研究紀要』第72号、2015年。
- ・阿部隆弘「〈障がい者と農業者の架け橋として〉香川県における農福連携の現状と展望」『共済総研レポート』No.163、2019年。

- ・海老田大五朗「農福連携のコーディネーター新潟市障がい者めぐりサポートセンターでのインタビュー」『新潟青陵学会誌』第9巻第1号、2017年。
- ・上村真仁・山崎寿一「石垣島白保集落・サンゴ礁保全を核とした地域づくりの展開手法に関する研究 WWFサンゴ礁保護研究センターと地域の協働を通して」『農村計画学会誌』Vol.36、2017年。
- ・小檜山 諒「NPO中間支援組織の現状と課題、今後の展望について」『社会事業研究』第54号、2015年。
- ・坂本文子「在住外国人の地域コミュニティ参加に向けた中間支援の役割と可能性 栃木県中核都市A地区におけるアクションリサーチ」『地域デザイン科学 宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要』第6号、2019年。
- ・田口友子・佐藤宏亮・後藤春彦「コミュニティビジネスの育成におけるネットワーク組織の効果」『都市計画論文集』Vol.50、No.3、2015年。
- ・中野和代「今、注目の〈農福連携〉について」『月刊 地方自治みえ』第330号、2019年。
- ・橋本文子「農村と若者をつなぐには―中間支援組織の役割―1年間の地域貢献活動〈緑のふるさと協力隊〉を事例に―」『農村計画学会誌』Vol.36、No.4、2018年。
- ・古江晋也「共生社会の実現に向けて 松本ハイランド農業協同組合の取組みに学ぶ」『農業協同組合経営実務』9月号、全国共同出版、2018年。
- ・矢田幸治「農福連携コーディネーターの役割と二つの支援態勢」『季刊地域』No.40、農文協、2020年。
- ・若菜千穂「中間支援に期待される役割と中間支援組織の実態―岩手県および秋田県における中間支援の現場から―」『農村計画学会誌』Vol.36、No.4、2018年。